医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

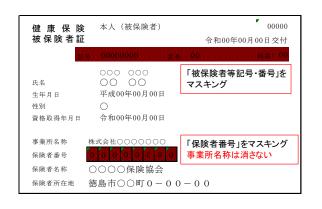
入札参加資格審査において、雇用を確認するため健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等を御提出いただいているところですが、令和2年10月1日より、保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)の告知を求めることを禁止する規定が施行されています。

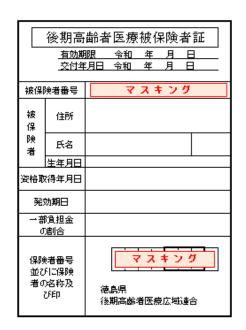
これに伴い、提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、その箇所を 見えないようにして御提出くださいますようお願いします。

★ 該当する提出書類

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証の写し







- ・ 標準報酬決定通知書の場合は「被保険者整理番号」をマスキング。
- ・ 健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の場合は、 「被保険者記号・番号」と「保険者番号」をマスキング。
- ※ 被保険者等記号・番号等が記載された書類の提出があった場合は、県職員がマスキングを行います。